議員発議第　９　号

令和４年９月２１日

河合町議会議長　　谷　本　昌　弘　　殿

提出者　　河合町議会議員　坂　本　博　道

賛成者　　河合町議会議員　長谷川　伸　一

賛成者　　河合町議会議員　馬　場　千惠子

安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１３条の規定に基づき提出いたします。

# 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書

安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、お悔やみと厳しい糾弾の思いを表明するものです。

政府は、安倍元首相の国葬を 9 月 27 日に日本武道館で行うことを閣議で決定し、強行しようとしています。一方で、国民の中で、「国葬を見直し、中止を」の声も大きく広がっています。

戦前の「国葬」実施の根拠とされた「国葬令」は、戦後、現憲法下で失効しました。国葬の要件を定めた法規がないもとで、特定の個人を特別扱いし、国会審議も経ず、閣議決定のみで、莫大な国費を投じ実施することは、憲法の「法の下の平等」に反し、法治主義、財政民主主義の原則にも反するものです。

また、国民の中でも評価が大きく分かれる安倍元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、その政治的立場・姿勢を国家として全面的に公認・賛美することになります。そして、こうした形で国葬を強行することが、安倍元首相に対する弔意を個々の国民に対して事実上強制し、内心の自由に踏み込み、国民を分断することになることが強く懸念されます。

このような流れに地方自治体を取り込むことになれば、憲政史上に重大な汚点を残すものです。

以上の理由により、河合町議会は、安倍元首相の国葬に反対し、見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和4年9月21日

奈良県北葛城郡河合町議会